

平成 29 年 3 月 27 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

総務委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告いたします。

記

第 4 号議案 古賀市まちづくり基本条例の制定について

市のまちづくりの基本的事項を条例で定めるもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) まちづくりの基本的事項について、市民の視点から定めていること。古賀市自治基本条例策定委員会等により条例素案を作成し、答申がなされたこと。
- 2) まちづくりの担い手の役割、特に自治会や校区コミュニティの役割等を明確にしていること。
- 3) 市民等がみずからの責任でまちづくりに参画し、互いに協力しながら、まちづくりを行うことが示されていること。

【意見・質疑】

委員より、市民活動団体として、営利目的や政治的活動、宗教的活動を行う団体は除くという記載があるが、市民等の定義の中にある事業者は、営利を目的として活動するものではないか。先行自治体などの状況を調査すると、市民への周知がうまくなされていない、どう対応するのか。行政区長制度と校区コミュニティの両立や、すみ分けは難しいのではないか。現行のままでは、コミュニティにおいて市民が主体的に自立した活動ができるのか。緩やかにではなく、いつまでにという目標が必要ではないか。庁内各部からの、意見の集約はなされたのか。特に、第13条について基本構想だけでなく基本計画も含むべきではないか、との意見が数名の委員からあり、執行部との活発な質疑がなされました。

【自由討議】

これらをふまえ、質疑終結後、委員会で自由討議を行いました。

- ・この条例案の目的に、まちづくりの基本的事項を定めていくとあるが、この目的が達成されていないから、策定するのか。それともこの目的は達成されているけれども、さらなるものを求めるために進めるのか。そして、なぜ、今なのかとの意見。
- ・特に行政区と校区コミュニティの関係において、先の見通しが無い。現在の行政区、隣組長制度については、当初の目的からすれば、個人情報観点から守秘義務が発生し、委嘱をすることに関しては理解するが、今現在行われている委嘱事務は広報・行事予定の配布、不燃物の回収及びまちの美化、防犯灯など自治会長で対応できるのではないかと意見。
- ・条例案では施行日を平成 29 年 4 月 1 日としているが、議会における審議時間を考慮していないのではないかと。平成 28 年 12 月定例会での提案を予定していたけれども、策定委員会の開催を増やしたことなどにより、本定例会への提案となった旨の説明があったが、それならば、施行日の延期を考えるべきではなかったかと意見。
- ・基本条例の制定は重要なことだと認識している。ただ本条例案については、議会の役割に対する記述が乏しく、議会との協議が欠けているのではないかと。3 月に議案が提出され、4 月 1 日には施行されることについても、市民への十分な説明あるいは周知期間が保障されないのではと危惧する。より一層慎重な検討が必要と考えるとの意見。
- ・当初説明された内容に比べレベルを落とした条例案ではないかと。差し障りのない表現に落ち着いている。用語の定義に関しても理解しがたい部分がある。例えば、第 2 条第 7 号の「市民等」という定義についても、国籍などの問題もはらんでいて、将来的に住民投票などに進展した場合などへの配慮が必要であり、定義をきちんと確立させて記述すべきである。校区コミュニティについては、各小学校校区において、行政の指導により、10 年かけて育ててきた。今後どうこうと言うのであれば、校区コミュニティの規則などを作ればよく、この条例案に重点的に記載することによって、校区コミュニティのための条例のような誤解を招くのではないかと。議会は議事機関との表現があるが、果たしてそれだけなのか、古賀市の最終意思決定機関であることは、明記されるべきではないかなど意見。

【審査結果】

討論・採決に移る前に井之上委員から継続審査を求める動議が出され、採決の結果、委員会は、賛成全員で継続審査を要するものと決定しました。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の定義について、法定の事務のほか、各自治体が条例で独自に定めた事務で「情報ネットワークシステム」を利用したときの記録も含むよう改正し、あわせて法の改正により生じた、条番号のずれを修正するものであること。
- 2) 条例の施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正される、平成 29 年 5 月 30 日であること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 7 号議案 義務教育施設整備基金条例及び古賀市庁舎等建設資金積立金条例の一部を改正する条例の制定について

義務教育施設整備基金条例及び古賀市庁舎等建設資金積立金の処分要件を、追加するため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 義務教育施設整備基金及び庁舎等建設資金積立金について、従来の建設整備及び大規模改修に加え、新たに維持補修等の保全にも活用できるようにすることに伴い、処分要件に「保全」を加え、条例の名称も改正するものであること。
- 2) 「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後は、施設の保全に係る費用の増加が見込まれることによる、改正であること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、本市職員の扶養手当を改定し、併せて地方公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市職員の育児休業等に関し必要な措置を講じるため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 職員の扶養手当の月額について、配偶者に関する手当が「13,000円」から「6,500円」に、子に関する手当が「6,500円」から「10,000円」に改正されること。
また、平成29年度においては、経過措置があること。
- 2) 「介護休暇」について、3回に分けて取得することが可能となること。
- 3) 職員の休暇の種類に、新たに「介護時間」が加わること。
- 4) 「介護時間」は職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において、一日につき2時間を超えない範囲で、認められるものであること。
- 5) その他、人事院勧告、地方公務員法の改正に伴い、育児休業等に係る子の範囲の拡大、その他必要な改正を行うものであること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。